

令和元年度 第1回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和元年8月

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

目 次

I 平成 30 年度 神戸市国民健康保険事業について

1	制度運営	1 頁
2	被保険者数・世帯数	2 頁
3	保険料	2 頁
4	保険給付	6 頁
5	保険料収納	8 頁
6	保健事業	9 頁

I 平成 30 年度 神戸市国民健康保険事業について

1 制度運営

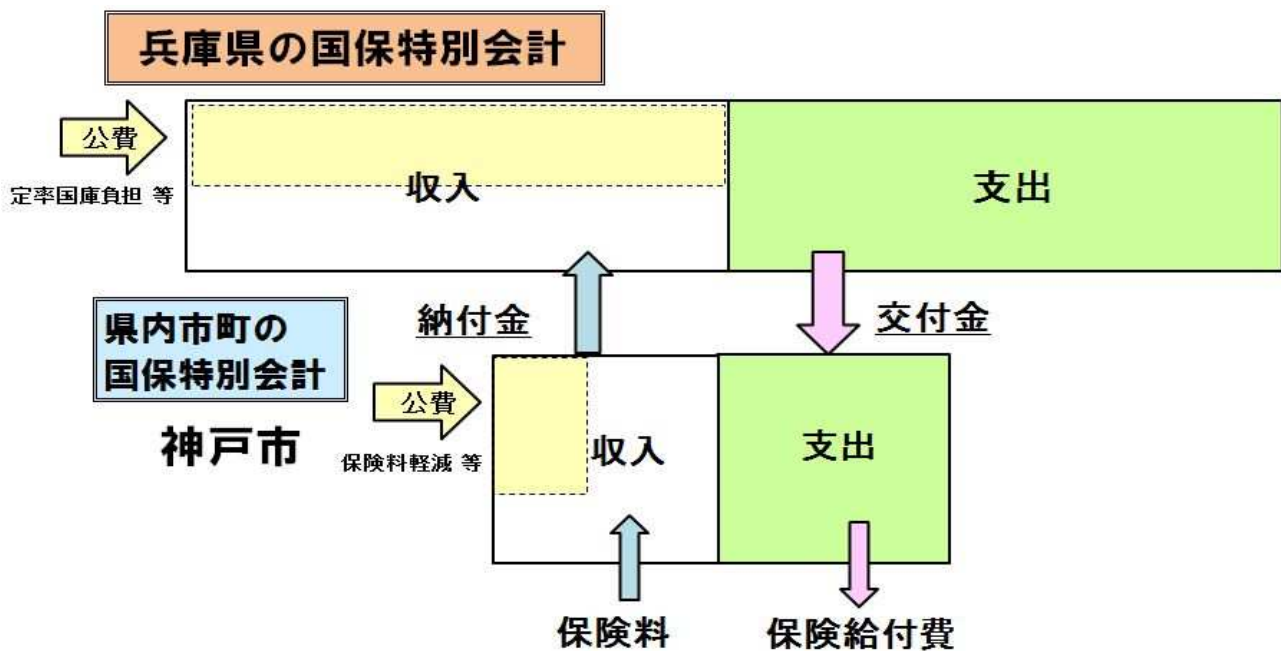
平成 30 年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなった。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなった。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の算定及び公表を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



2 被保険者数・世帯数

被保険者数は平成30年度末で323,472人（前年度比3.4%減）、世帯数は214,637世帯（前年度比2.1%減）となっている。

【被保険者数・世帯数の各年度末の状況】

区 分		28年度	29年度	30年度
被保険者	被保険者数	347,622人	334,917人	323,472人
	伸び率	▲4.8%	▲3.7%	▲3.4%
世 帯	世 帯 数	224,556世帯	219,307世帯	214,637世帯
	伸び率	▲3.3%	▲2.3%	▲2.1%

3 保険料

医療分保険料は、その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、医療費水準や所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、基礎控除後所得に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1世帯あたり定額の平等割の3つの合計で負担していただいている。

後期高齢者支援金分保険料は、その年に国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

介護分保険料は、その年に国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

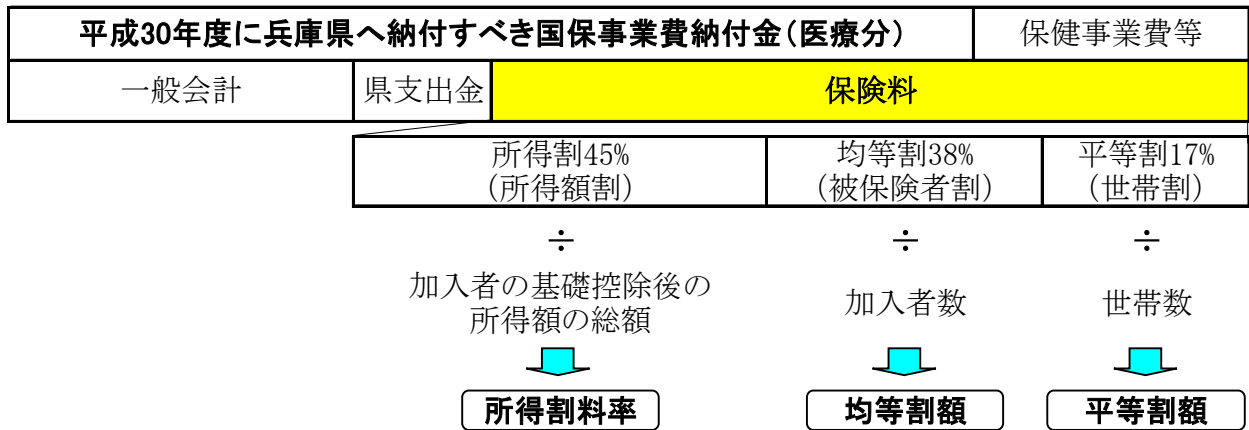
※介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて納付金を負担することとなっている。

○国民健康保険制度の安定的な運営のため、平成27年度からの低所得者対策の強化のための全国約1,700億円の財政支援に加え、平成30年度から財政調整機能の強化や保険者努力支援制度として、全国約1,700億円の更なる財政支援の拡充が実施された。

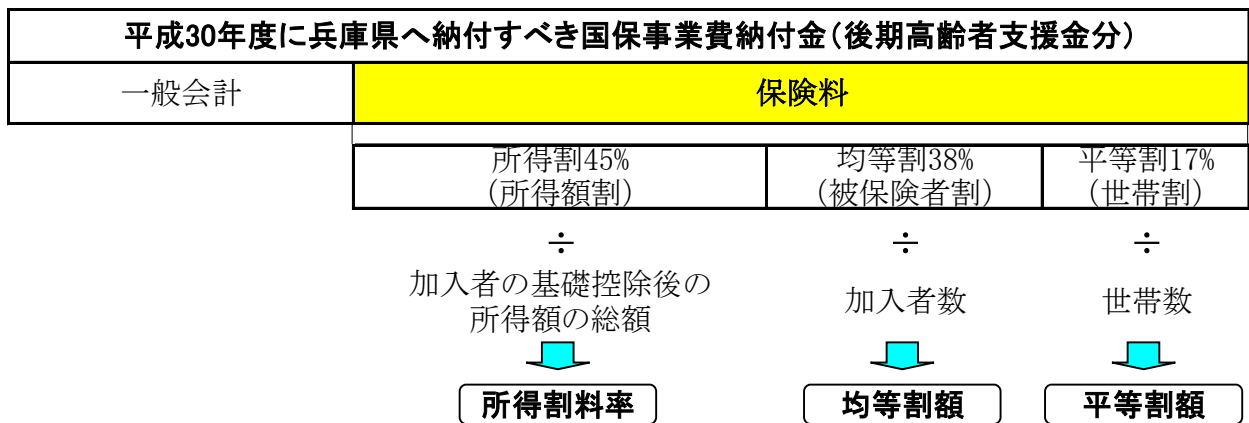
保険料の決め方

国民健康保険料は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料(40歳以上65歳未満の被保険者)からなる。それぞれの保険料は、所得割、均等割、平等割からなる。

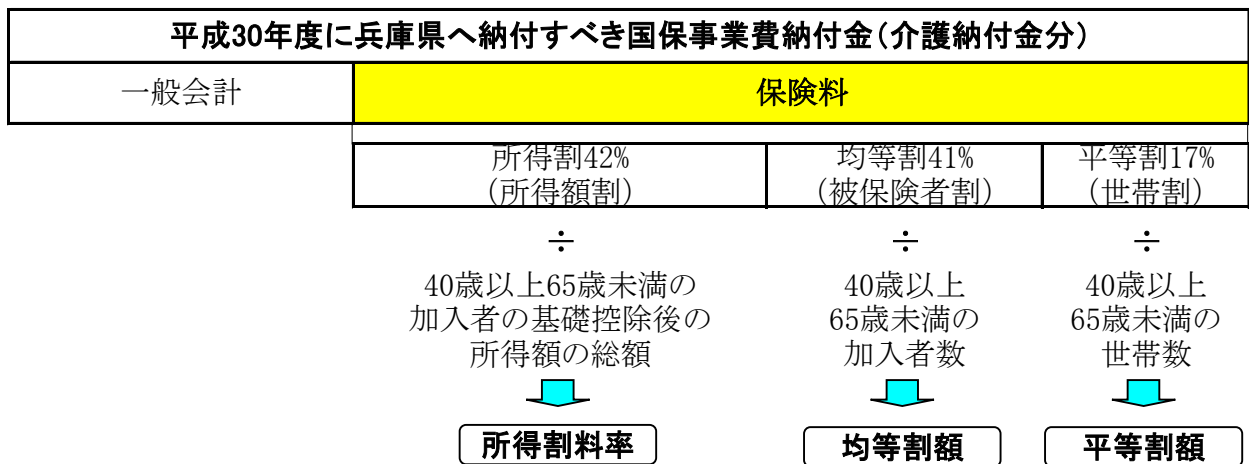
【平成30年度の医療分保険料】 限度額 58万円



【平成30年度の後期高齢者支援金分保険料】 限度額 19万円



【平成30年度の介護分保険料】 限度額 16万円



【平成30年度保険料】

- ・医療分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{30\text{年度算定用所得額} \times 8.17\%} + \boxed{30,710\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{21,360\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (58万円を超えるときは58万円)}
 \end{array}$$

- ・後期高齢者支援金分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{30\text{年度算定用所得額} \times 3.11\%} + \boxed{11,670\text{円} \times \text{加入者数}} + \boxed{8,110\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (19万円を超えるときは19万円)}
 \end{array}$$

- ・介護分の保険料の額は…

$$\begin{array}{c}
 \text{所得割額} \qquad \qquad \qquad \text{均等割額} \qquad \qquad \qquad \text{平等割額} \\
 \boxed{40\text{歳以上}65\text{歳未満の加入者の} \\ 30\text{年度算定用所得額} \times 3.41\%} + \boxed{15,600\text{円} \times 40\text{歳以上} \\ 65\text{歳未満の加入者数}} + \boxed{7,050\text{円}} \\
 = \text{保険料年額 (16万円を超えるときは16万円)}
 \end{array}$$

【料率の推移】

区 分		28 年度	29 年度	30 年度
医療分	所得割料率	11.55%	10.27%	8.17%
	均等割額	24,690円	23,330円	30,710円
	平等割額	26,990円	24,790円	21,360円
	限度額	54万円	54万円	58万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.23%	3.12%	3.11%
	均等割額	7,080円	7,300円	11,670円
	平等割額	7,740円	7,760円	8,110円
	限度額	19万円	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.22%	3.23%	3.41%
	均等割額	7,560円	7,940円	15,600円
	平等割額	6,030円	6,290円	7,050円
	限度額	16万円	16万円	16万円

平成30年度からの保険料算定方式

平成30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、兵庫県国民健康保険運営方針において、将来的な統一保険料を目指す方向性が示される中で、下記のとおり保険料算定方式の変更を行った。

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従前） 50：30：20

（変更後） 45：38：17（介護分は42：41：17）

○神戸市独自の所得控除

配偶者控除及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

- ①18歳以下の子ども的人数に応じて・・・33万円
- ②障害者・寡婦（夫）・・・26万円
- ③同居特別障害者・・・53万円
- ④住民税非課税の障害者・寡婦（夫）・・・92万円

神戸市独自の所得控除について

国民健康保険法施行令の改正を受け、所得割保険料の算定方式を、平成26年度から基礎控除後所得方式（総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した後の所得額をもとに所得割保険料を算定する方式）に変更した。

この変更に伴い、平成25年度以前の住民税課税方式（総所得金額等から各種所得控除額を控除する方式）より大幅に保険料が増加しないように、所得割算定用所得を計算する際に、住民税上の扶養親族、障害者、寡婦（夫）に対する所得控除を適用することとした。

平成30年度から、被扶養者のうち、配偶者・扶養親族（18歳以下の子どもを除く）に係る独自控除を廃止し、18歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）の控除を継続することとした。

○激変緩和措置

平成30年度からの保険料算定方式の見直しにより、保険料負担が急激に増加しないように、平成29年度の算定方式で計算した保険料より増加する場合、増加額を本来増加する金額の15%までとする緩和措置を実施（差額×0.85を控除）

※令和元年度以降、平成29年度算定方式の保険料と当該年度の保険料との差額（増加額）を、毎年度段階的に引き上げ、令和6年度で緩和措置を終了する。

元年度：30%（差額×0.70を控除），2年度：45%（差額×0.55を控除），3年度：60%（差額×0.40を控除），4年度：75%（差額×0.25を控除），5年度：90%（差額×0.10を控除），6年度：緩和措置終了

4 保険給付

保険給付費は被保険者数の減少等により減少傾向にある。平成30年度では前年比1.8%減の約1,069億円となっている。

【保険給付費の推移】

区 分	28 年度	29 年度	30 年度
保険給付費	111,808,207 千円	108,863,401 千円	106,889,153 千円
伸 び 率	▲2.3%	▲2.6%	▲1.8%

【1人当たりの医療費】

下段：対前年度伸び率

区 分		28 年度	29 年度	30 年度
国民健康保険	被保険者1人 当たり医療費	369,905 円 0.9%	377,146 円 2.0%	381,536 円 1.2%
	被保険者1人当たり レセプト件数/年	17.66 件 0.1%	17.77 件 0.6%	17.88 件 0.6%
	レセプト1件 当たり医療費	20,941 円 0.8%	21,223 円 1.3%	21,344 円 0.6%

(参 考)

区 分		28 年度	29 年度	30 年度
後期高齢者医療	被保険者1人 当たり医療費	1,030,782 円 ▲1.4%	1,047,205 円 1.6%	1,043,844 円 ▲0.3%
	被保険者1人当たり レセプト件数/年	34.30 件 ▲0.4%	34.29 件 ▲0.03%	34.33 件 0.1%
	レセプト1件 当たり医療費	30,053 円 ▲1.0%	30,537 円 1.6%	30,407 円 ▲0.5%

神戸市国民健康保険の主な保険給付は、次のとおりである。

(1) 療養の給付

国民健康保険制度では、病気やけがをした場合、診療、投薬、注射、手術、処置など療養そのものを給付する現物給付が原則となっている。

【一部負担金の割合】

就学前児童	2割
就学児童～69歳	3割
70歳～74歳の高齢受給者	2割又は1割（生年月日が昭和19年4月1日以前の方） ※現役並み所得は3割

(2) 高額療養費

1か月（月初から月末まで）に、医療機関等に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度である。

同一世帯で同一月に一部負担金が複数あるときは、これらを合算して世帯の自己負担限度額を超えた場合にも、その超えた額を支給する。

平成30年4月からは、都道府県化により、県内他市町村からの転居があった場合、世帯継続性が認められるときは、多数該当回数判定に転出地市町村での回数が通算できることになり、また、転居月の自己負担限度額が2分の1に減額されることになった。

平成30年8月からは、70歳以上について現役並み所得区分の自己負担限度額の細分化と一般区分の外来のみ（個人単位）の自己負担限度額引き上げが行われた。

【高額療養費の状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
件 数	218,472件	244,071件	227,453件
金 額	13,510,736千円	13,254,146千円	13,277,397千円

(3) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両制度で自己負担があり、1年間の自己負担の合算額が、所得区分ごとの自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度である。

平成30年8月からは、70歳以上の現役並みの区分の自己負担限度額の細分化が行われた。

【高額介護合算療養費の状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
件 数	108件	357件	266件
金 額	2,178千円	6,853千円	7,235千円

(4) 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、一時金として42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関などでの出産は40.4万円）を支給する。

【出産育児一時金の状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
件 数	1,550件	1,383件	1,263件
金 額	638,936千円	545,994千円	488,416千円

(5) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給する。

【葬祭費の状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
件 数	2,006件	1,847件	1,757件
金 額	100,300千円	92,350千円	87,850千円

5 保険料収納

国民健康保険は高齢者や低所得者の占める割合が高いという構造上の問題を抱えており、近年その傾向が更に顕著になっている。

平成30年度は、保険料収入の確保に向けて、以下のような取り組みを実施した結果、平成30年度現年分決算収納率は93.73%で、前年度の92.97%に比べ0.76ポイント改善した。

(1) 多様な納付機会の確保

口座振替の利用促進を図る一方で、利便性を確保するためコンビニエンスストアでの収納を実施している。また、平成30年度より年金からの特別徴収を開始した。

【利用状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
口 座 振 替	53.89%	54.39%	54.69%
コ ン ビ ニ 収 納	28.43%	28.49%	24.42%
金 融 機 関 ・ 郵 便 局 等	17.68%	17.12%	13.92%
特 別 徴 収	—	—	6.97%

※コンビニ収納及び金融機関・郵便局等の割合は収納件数から算出

※キャッシュカードによる口座振替申込件数（平成30年度実績：10,868件）

(2) 減額減免の適用

納付が困難な世帯については、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度所得に基づく減免（市制度）を適用している。

【減額減免の状況】

年 度	28年度		29年度		30年度	
	世帯数	割 合	世帯数	割 合	世帯数	割 合
延べ加入世帯	226,388	—	221,467	—	216,763	—
法定減額世帯	162,631	71.8%	157,535	71.1%	155,013	71.5%
条例減免世帯	15,676	6.9%	15,485	7.0%	15,958	7.4%
合 計	178,307	78.8%	173,020	78.1%	170,971	78.9%

※上記以外に、非自発的失業者に対して給与所得を100分の30とみなす負担軽減措置が適用されている。（平成30年度実績：4,007世帯）

※法定減額制度（2割・5割）、条例減免の判定所得の基準を緩和した。

(3) 非常勤嘱託員の活用

各区の非常勤嘱託員が、初期的未納世帯への電話催告等により、滞納世帯等との接
触に努めた。また、より機動的な収納対策と滞納処分の強化のため、財産調査にも重
点的に取り組んだ。

(4) 納付相談による収納の確保

短期被保険者証等を交付して区役所窓口での納付相談の機会を確保し、世帯の生活
状況等を伺いながら、減額や減免の相談も含め、世帯の状況に応じたきめ細やかな対
応を行った。

(5) 公平性の確保

被保険者負担の公平性を確保する観点から、納付資力調査（財産調査）及び差押え
を行った。

平成30年度実施状況

- ① 財産調査 7,975世帯
- ② 差押え実施件数 484件

6 保健事業

(1) 特定健診と特定保健指導

平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳の方
を対象に、特定健診・特定保健指導を実施している。

① 実施状況：法定報告

【実績】	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健診受診率	31.6%	32.4%	32.9%	33.5%	—
特定保健指導実施率	6.7%	8.7%	7.9%	6.9%	—
【目標】	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定健診受診率	45%	50%	55%	60%	36%
特定保健指導実施率	30%	40%	50%	60%	10%

(参考) 平成30年度以降の目標(第3期特定健康診査等実施計画より)

【目標】	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健診受診率	36%	38%	40%	42%	44%	46%
特定保健指導実施率	10%	13%	16%	19%	22%	25%

※国の定める目標値は、市町村国保特定健診受診率・特定保健指導実施率ともに60%と
されている。しかし、各保険者において加入者等の特徴や分布を踏まえ、実現可能
性の高い目標設定も可能とされたことから、平成29年度までの状況を踏まえて、平
成30年度以降の目標値を設定した。

② 実施内容

ア) 受診券の発行

4月1日現在、神戸市国民健康保険に加入されている40歳から75歳になる方へ、誕生月を基準にして、年4回（4・6・8・11月）に分けて受診券を発行。ただし、当該実施年度に75歳になる方は、4月に一斉送付。

(受診券発行件数)

29年度	30年度
256,707件	248,364件

イ) 受診者数（実数）

平成30年度の受診者数は、個別29,518人、集団50,876人、合計80,394人となっており、対前年比で減少している。平成30年度受診率（速報値）は32.3%である。

	29年度	30年度	対前年比
受診券送付者数	256,707	248,364	96.7%
個 別	38,434	29,518	76.8%
集 団	46,472	50,876	109.4%
受診者計	84,906	80,394	94.6%
受診率（※）	33.1%	32.3%	97.5%

※前述（1）①法定報告は、年度途中の異動者を除いて算出しているため、受診券送付者数を基にした受診率と異なる。

ウ) 特定保健指導

特定健診の結果に基づき、対象者自らが生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うことができるように支援を行う。

29年度法定報告	対象者	利用者数	終了者数	実施率
積極的支援	1,703人	174人	81人	4.8%
動機付け支援	6,839人	628人	510人	7.5%
合 計	8,542人	802人	591人	6.9%

(平成28年度法定報告対象者数8,621人、実施率7.9%)

③ 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策

ア) セット健診（特定健診・特定保健指導とがん検診の同日実施）の実施場所拡充

平成30年度から、兵庫県予防医学協会健診センターでの実施が追加され、現在、健康ライフプラザと合わせて2ヵ所で実施。

イ) 兵庫・長田区での訪問による受診勧奨・利用勧奨

平成30年12月から特定健診受診率の低い兵庫区・長田区において重点勧奨地区を選定し、訪問等による受診勧奨や特定保健指導の利用勧奨を実施。

(平成31年3月末現在)

	訪問件数	訪問のうち面接件数
特定健診	2,167人	795人
特定保健指導	8人	3人

ウ) 集団健診会場での健診当日のみなし初回保健指導の実施

平成30年度の運用改正に伴い、健診当日の結果から特定保健指導のみなし対象者に対して、初回保健指導を実施。

エ) 集団健診受診者向け結果説明会の開催

平成30年度から2ヶ所の集団健診会場において、特定健診受診者に対して、後日対面で結果返却・結果説明及び特定保健指導を実施。

(平成31年3月末現在)

集団健診回数・特定健診受診者数	22回・1,911人
結果説明会回数・結果説明実施人数 (※実施人数は説明会以外の日程の個別対応も含む)	34回・922人 (48.2%)
結果説明会参加者のうち特定保健指導実施人数	96人
内訳) 積極的支援	25人
動機づけ支援	71人

オ) インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

平成29年度から特定健診の受診率向上を目的に、41歳～69歳の特定健診の受診者に対するインセンティブとして、希望者に大腸がん検診の無料受診クーポンやはりきゅうマッサージ助成券を発送した。

平成30年度 応募数合計：10,809人

「特定健診の受診頻度」（応募ハガキ記載事項）：

『初めて』又は『時々受診している』と回答した者 2,569人（23.8%）

(2) 30歳健康診査

30歳の神戸市国保加入者を対象にした健康診査を、早い時期からの生活習慣病の早期発見やリスク評価により、生活習慣病の予防・重症化予防につなげることを目的に、平成30年度より実施。

平成30年度は、11月に対象者2,320人に、個別案内送付。30年度受診者数468人。

(3) 重症化予防対策

① 糖尿病性腎症重症化予防事業

ア) 訪問等による保健指導

レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者と思われる治療中断者、特定健診結果より糖尿病性腎症のハイリスク者と思われる医療機関未受診者を対象として、受診勧奨を中心とした訪問等による保健指導を実施。

	保健師による個別保健指導件数
28年度	143件
29年度	332件
30年度	358件

イ) SIB を活用した糖尿病性腎症重症化予防事業

平成 29 年度にソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) を活用し、糖尿病性腎症のハイリスク者に対して、生活習慣改善等による腎機能低下抑制を目的とした 6 ヶ月間の保健指導プログラムを実施。平成 30 年度中間評価を行い、令和元年度の健診結果により最終評価を行う。

29 年度：6 ヶ月間の保健指導実績：109 名（うち事業評価対象者 105 名）

30 年度：中間評価

中間評価（評価対象 105 名）	目標値	実績
プログラム修了率	80%	100%
生活習慣改善率	75%	95%

令和元年度：特定健診受診

令和 2 年度：令和元年度の健診結果のデータを用いて「腎機能低下抑制率」を評価。

② 慢性腎臓病 (CKD) 予防事業

特定健診の結果で腎機能低下のハイリスク者のうち医療機関未受診者に対して、文書・電話・訪問による受診勧奨を中心とした保健指導を実施。

	保健師による個別保健指導件数
28年度	300件
29年度	147件
30年度	126件

③ 健康ライフプラザにおける健康教室の開催

健康ライフプラザにおいて、糖尿病予防教室および慢性腎臓病予防教室を開催。

(平成 31 年 3 月末現在)

糖尿病予防教室	14 回	444 人参加
慢性腎臓病予防教室	7 回	256 人参加

④ 集団健診会場での受診勧奨

前年度の受診結果から要医療項目について医療機関の受診ができていない者に対し、集団健診会場において、保健師等の専門職を配置し、保健指導を実施した。

(4) 重複服薬等の者に対する保健指導

被保険者の健康の保持増進を図るため重複服薬者等に対し訪問等による指導を実施。

	保健指導件数
28年度	4件
29年度	4件
30年度	8件

(5) フレイルチェックの実施

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルの早期発見・生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、特定健診会場や薬局において、65歳および平成29年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に実施。

(平成31年3月末現在)

実施人数	再掲) 65歳国保	再掲) 66歳国保
2,638人	1,177人	1,461人

(6) 医療費の適正化

① レセプト点検の実施

レセプト点検員による資格点検・内容点検を実施している。
また、平成29年度から点検体制を強化して実施している。

【レセプト内容点検の状況】

年 度	28年度	29年度	30年度
件 数	31,866件	25,180件	20,753件
金額(再審査分)	95,094千円	64,918千円	41,351千円

平成30年度の点検効果額が委託契約の最低目標額67,200千円を下回ったため、解除権を行使し、令和元年度の点検業務については、改めてプロポーザル方式により委託事業者を決定した。

② 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の適正化について

平成29年度から柔道整復療養費に加えて、鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書についても全件点検を実施している。

③ 海外療養費の支給の適正化について

海外療養費の支給適正化のため、不正請求対策業務を行っている。外国語で記載された診療内容明細書又は領収明細書を翻訳し、療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行うことにより、不正請求の防止に取り組んでいる。

年 度	28 年度	29 年度	30 年度
件 数	23 件	17 件	22 件

④ 第三者求償事務の強化について

交通事故など第三者の行為により医療を受けた場合、国民健康保険が負担した分を第三者に求償する事務を強化するため、平成 29 年度より、求償事務に必要な専門性を有する職員（嘱託 1 名、損害保険会社 OB）を新たに配置し、直接第三者への求償等事務を行った。

30 年度 嘱託職員求償等実績	直接求償	3 件	479 千円
	過失割合交渉等	23 件	1,953 千円
	合計		2,432 千円

⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知

主に生活習慣病について、ジェネリック医薬品に変更した場合の、一部負担金の差額を被保険者個人ごとに通知している。また、「ジェネリック医薬品お願いカード」を保険証に同封して全世帯に配布している。

差額通知の送付件数：平成 30 年度 23,213 通（平成 30 年 12 月実施）

神戸市におけるジェネリック医薬品の使用割合：74.4%（平成 31 年 3 月）

全国平均：77.5%（平成 31 年 1 月）

国の定める目標値：80.0%（令和 2 年 9 月までに）